

③看板、広告板など取
 はずしておくとか、針
 金などで強くする。
 ④台風がくるときは、外
 出、旅行などは見合わ
 せ、子供は外で遊ばせ
 ない。
 ⑤停電や断水のときの用
 意をしておく。
 ⑥できれば非常の場合の
 食料、衣類等を準備し
 ておく。
 ⑦とくに低地にある家の
 人は、品物を重要な順
 に整理し、大事なものは
 いつでも持ち出せる
 ようにしておく。
 ⑧災害時の心得
 ①風が吹きつり、豪雨
 になつたら、体力のある
 男子がときどぎ見回
 る程度にして、婦女子
 は外に出ない。
 ②風が強くなるにつれて
 生じた被害は、簡単に
 修理できる物以外、根
 根上などの危険な作業
 はしない。
 ③風が強くなつたら火の
 使用をやめ、火気の取
 り扱いに充分注意する。
 ④こう水になつた場合の
 避難、あるいは火災の
 場合の避難先を考へて
 おく。避難命令には着
 防、警察官の指図に當
 り戸締り火氣に注意し
 て早く出る。
 ⑤夜間は誘導する人につ
 き従ひ老人や子供を先
 にする。
 ⑥災害につきものの「流
 言」「ひ語」に迷わさ
 れず警察、役場の連絡
 を信じる。

⑨災害後
 ①暴風雨で倒れた電柱、
 電線には絶対近よらぬ
 こと。
 ②伝染病が発生しやすい
 ので、当局の係員指示
 に従衛生に注意する
 (米内沢警察署)

警察の「巡回連
 絡」ということ

警察官が皆さんのご家庭
 に年二、三回おたずねす
 ることと存じますがこれ
 は警察内の規定で、巡回
 連絡とよんでいるもので
 受持區をもつてゐる警察
 官が、六ヶ月に一回以上
 各ご家庭や会社、工場等
 を訪問して防犯上の戸
 締りや、照明の方法、ある
 いは警察官の希望または
 家庭的な相談ごと等色々
 困つてゐることなどお伺
 いして、警察ですぐ解決
 できることは適当に処置
 し、また警察で解決でき
 ないことでも、関係ある
 役所に連絡するなど皆さ
 んが安心して生活できる
 サービスをするための警
 察の仕事であります。
 警察官がお訪ねしました
 るご遠慮なく警察に對す
 る希望や相談ごと、ある
 いは自分のことでなくとも
 近所で本当に困つてお
 られる方々のことなどな
 んでもお話し下さい。
 何かとご相談に応じるこ
 とになつてゐます

牛のかんてつ症に

御注意下さい！！

▲河川地域に多く発生し、全に除くことができません。並地区の家畜診療所で健
ています。// んでの牛の体内に入つて、康断をうけるクセをつ
牛の病気のなかでも、かからずの早期発見が大切とて下さ
なつて症、ほどやつかい 青草の時期が終る頃には、牛を病氣より守るために
なものはありません、そ かならず家畜衛生保健所

九月は身体障害者の

福祉月間です

九月二十日から二十六日 安定所がいっしょになつ
までの一週間は厚生省、て相談指導に応じます
労働省が主唱して全国的 ▼義し装着訓練!!
に行う身体障害者福祉週 九月十六日より十八日ま
間となつていますが、是 度の三日仙北郡田沢湖町
ではこの週間のある九月 夏瀬温泉で行います。
一カ月間を身体障害者福 交付者は主として義し新規
祉月間として次のような 交付者に装具の正しい着
行事を主体に身体障害者 け方と、義しに對する知
の雇用促進と義し装着指 識を指導するものです
導に力を入れることにな 希望者は近くの福祉事務
つて居り 所か身体障害者更生協会
▼雇用促進期間中!! へ九月十日まで申込で下
県内各福祉事務所、職業さい

皆さんは住民票に

登録されていますか？

國民は住居を變えた都度十四日以内にその届出を義務付けられています。皆さんが色々な選挙に投票出来るための基本選挙人名簿が毎年九月十五日現在で調整されますが、調査には住民票が重要な資料となります。

そのほか前号にも掲載致しました通り、住民登録によつて色々な利便が得られるのです。

もし未だ住民登録の届出をしていない方は今すぐ届出をして下さい、この届出の義務を怠ると過料を取られる事もあります。届出の用紙は役場に備えてありますから印鑑を持参すると簡単に出来ます。

「住居を變えた時は
十四日以内に届出をして下さい」

台風シーズンに

萬全の策をたてよう

九月は大事な稲の成熟期
ですが、また一方台風の
シーズンでもあります
ことは八月から思いが
けない水害のあつた年で
ありますが特に二百十日
前後の水田管理には十分
です

よくして、田面の乾燥を
はかり、穂発芽の防止に
つとめること

◎倒伏稲の乾燥は十分間
隔をおいて「ハサ」にか
かるとよくすること

前田地区
身障総会

る八月二十七日

の肥料を少なくし、田圃一畝に前田支所に於てや莖葉からじよう発する水分を補給することです

●倒伏稻の未熟なものは株を起して数株を一括して、穂首のところであつて、穂首のとこと、反対に倒伏稻の熟期が進んだものは早刈をして米質が悪くなるのを防ぐことで

●倒伏した田では排水をになつた。

理事は会長が委嘱する事

会 長 三浦喜之助
副会長 佐藤 浩
会 計 織山長五郎
監 事 庄司 郁治
監 事 加賀 兵治
監 事 岸野 徳治

公民館
便り

自衛官

試験は簡単な○×式と身体検査のみ
志願受付 九月一日より十月十日迄

造林の補助がうけられます

志願用紙及び詳細は役場でどうぞ試験地
館、能代、秋田、大曲、横手、本荘）

前小中運動会

は九月十八日

前田農協

人部總會!!
 八月廿四日午前十時
 前田小学校に於て
 協婦人部總會を開催し
 師としては中島テル氏
 尙部落に入ると、すでに
 新顔となりその活躍が再
 建農協として期待されて
 いる
 部長 金沢 ヒナ
 副部長 庄司 ヒサ
 庄司 タミ

乳兒持ちの

お母さん方にお知らせ

例年の事でありましたが三施計画書をごらんになつて、十三年度秋季及冬季予防て必らず受けるようにし、接種の実施が九月一日よて下さい

三回にわたつて実施され、各部落会長を通じて各乳るので、三回とも受ける

児持のお母さん方に御連ようにして下さい

連絡の申しておりますが御予防対象者は計画書にも連絡の手落もあると予想書いてありますが、三二とになつて居りお忘れな

さるるので町報誌上をも、年九月一日より三三年五

つてお知らせ致しますの月末日の間の出生乳児と

で左記ジフテリア予防三二年三月一日より同年うお願い致します

八月末日の間の出生者で、今年春季施行時の接種未了のものとしておりま

す。又各地区共才二回月

の日程に乳児の外に三四

年四小学校に入学する

者と、三四年三月小学校

を卒業する者も受けるこ

とになつて居りお忘れな

くお母さん方は子供の健

康を守る為実施される

と

◎米内沢地区

実施月日	実施場所	実施時間	実施対象者
九月一日	公立米内	午後一時	◎三三 年九月 日

●四月乳児の接種で今年春に
小学校の外に三十四年
校に入学的もの施行時

〃 〃

九月十五日

才二回

才三回

と同じ乳児のみのもの

才二回

才一回	九月三日	森吉支所	午前十時迄	米内沢地区対象者と同一
才二回	九月十七日	〃	〃	〃
才三回	十月一日	〃	〃	〃
●湯の岱地区				
才一回	九月一日	湯の岱診療所	午前十時迄	米内沢地区対象者と同一
才二回	九月十五日	〃	〃	〃
才三回	九月廿九日	〃	〃	〃